

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第69号）

規制の名称：（1）許可に係る建設工事の種類の見直し（建設業法別表第1関係）

（2）入札金額の内訳の提出義務付け（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条関係）

（3）施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条関係）

規制の区分 新設 改正 拡充 緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：土地・建設産業局建設業課

評価実施時期：令和2年3月31日

注：本規制に係る事前評価書（平成26年3月公表）においては、④「規制の内容」の項目に（2）「許可に係る欠格要件の追加、公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け（建設業法第8条、浄化槽法第24条、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条関係、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条関係）」が記載されていたところであるが、本項目のうち、暴力団員等に係る許可に係る欠格要件の追加等に関する規定は、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」Ⅱ1（1）①において、規制の事前評価の対象外とする「一般国民とは異なる扱いが予定されている者に対してのみ適用される規定」に該当し、公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付けに関する規定は、同ガイドラインⅡ1（1）①において、規制の事前評価の対象外とする「国の行政機関に対して、その固有の資格により適用される規定」に該当するため、事後評価の対象としない。

1 事前評価時の想定との比較

① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

（1）許可に係る建設工事の種類の見直し

建設工事においては、疎漏工事や重大な公衆災害を防ぐという観点から、建設業を営もうとする者は業種ごとの許可を受けることが必要とされ、許可を受けた建設業者に対し、請け負った建設工事を施工する際に業種ごとの専門的な技術者の配置義務を課している。

事前評価時点において、高層ビルの解体が行われているなど社会インフラや建築物の維持更新時代の到来に伴い、解体工事の施工実態について、施工技術の専門化や市場規模の変化等が生じている中、解体工事においては、工事に伴う事故防止と工事の質の確保が求められていたが、施工管理の不備等による事故が発生しているとしていたため、建設業法における許可に係る建設工事の種類（以下「業種区分」という。）について、解体工事を新設し、解体工事現場において、工事を請け負った解体工事業の許可を受けた建設業者に対し、適切な資格等を有する技術者の配置

義務を課すことにより、維持更新時代に対応した適正な施工体制を確保するという課題があるとされていた。

事前評価時点に課題を取り巻く社会経済情勢として整理した、高層ビルの解体が行われているなど社会インフラや建築物の維持更新時代の到来に伴い、解体工事においては施工管理の不備等による事故が発生しているという状況については、統計データが存在しないため定量化はできないが、施工技術の専門化や市場規模の変化等が生じていることについては、その後、事後評価までの間において引き続き変化はなく、事前評価時点において整理した課題は継続している。

課題を取り巻く科学技術の変化については、事前評価時点以降、解体工事に関する建築技術の進展はあったものの、解体工事業者の施工体制如何に関わらず事故なく質を確保した工事を可能とするような技術革新は起こっていない。

事後評価時点において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事後評価時点において想定していない影響については、確認されていない。

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

事前評価時において、公共工事が適正に施工されるためには、施工能力を持つ建設業者が見積もりに基づき適正な価格で受注することが重要であるが、当時の建設投資の大幅減少による受注競争の激化により、公共工事において、適切な見積もりを行わない業者がダンピング受注するケースや、最低制限価格付近での入札が集中した結果くじ引きにより落札者が決まり、不良不適格業者が工事を受注してしまうケースが発生していた。このため、建設業者に入札金額の内訳書の提出を義務付けることにより、入札の手続から、ダンピング受注を行おうとする業者や、見積もり能力がない不良不適格業者を排除する必要があるという課題があった。

事前評価時点に課題を取り巻く社会経済情勢として整理した、建設投資の大幅減少による受注競争の激化については、事前評価後の建設投資は概ね横ばいで推移している。公共工事において、適切な見積もりを行わない業者がダンピング受注するケースや、最低制限価格付近での入札が集中した結果くじ引きにより落札者が決まり、不良不適格業者が工事を受注してしまうケースが発生しているという状況については、具体的な件数については統計データが存在しないため定量化はできないが、建設業者に入札金額の内訳の提出を義務づけることにより、入札価格の根拠を示す必要が生じることから、いたずらに低い価格で入札しようとするのが難しくなるため、見積もり能力がないにも関わらず不当に低い価格で入札しようとする者を排除するために一定の効果があったものと考えられる。このことから、建設業者に入札金額の内訳の提出を義務づけることによりダンピング受注を行おうとする業者や見積り能力がない不良不適格業者を排除する必要性は引き続き認められるため、事前評価時点において整理した課題は継続している。

事後評価時点において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事前評価時点において想定していない影響については、確認されていない。

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

事前評価時において、公共工事が適正に施工されるためには、発注者が下請を含む施工体制を把握することが重要であるが、今後、社会インフラの維持更新時代の到来に伴い増加が見込まれる維持修繕等の小規模な公共工事について、発注者が施工体制について正確に把握できないこと

が想定された。このため、公共工事の受注者である建設業者が下請契約を締結する場合について、契約金額問わず、当該建設業者に対し施工体制台帳の作成・提出を義務づけるとともに、施工体制台帳の作成に不可欠な再下請負通知を下請負人に義務付ける必要があるという課題があった。

事前評価時点に課題を取り巻く社会経済情勢として今後発生が見込まれるものとして整理した、社会インフラの維持更新時代の到来に伴う維持修繕等の小規模な公共工事の増加については、小規模な公共工事に着目した統計データが存在しないため定量化はできないが、その後、事後評価までの間において、維持修繕等に係る公共工事の完成工事高は実際に増加しており、公共工事の発注者が下請を含む施工体制を把握する必要性が引き続き認められるため、事前評価時点において整理した課題は継続している。

事後評価時点において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事前評価時点において想定していない影響については、確認されていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

- (1) 許可に係る建設工事の種類の見直し
- (2) 入札金額の内訳の提出義務付け
- (3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

(1) の措置においては、事前評価後、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、(2) (3) の措置においては、その必要性が引き続き認められるとともに科学技術の変化による影響は生じていない。また、いずれの措置についても規制の事前評価時には想定していなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

③ 必要性の検証

- (1) 許可に係る建設工事の種類の見直し
- (2) 入札金額の内訳の提出義務付け
- (3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

いずれの措置についても、事前評価後、課題を取り巻く社会情勢や科学技術の変化による影響は発生しておらず、規制の事前評価時には想定しなかった影響も発現していないため、ベースラインに変化はない。

よって、いずれの措置についても、事前評価時に想定した必要性に変化はない。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

- (1) 許可に係る建設工事の種類の見直し

平成 28～30 年度の 3 カ年度において、解体工事業に係る建設業の許可申請件数は、国土交通大臣許可業者で合計約 8.6 万件（業者）であり、事前評価時に想定されていた遵守費用（許可申

請事業者における解体工事業に係る許可申請手数料)が発生している。

1 申請あたりの手数料の金額は、大臣許可の場合は新規が15万円、業種追加申請が5万円であり、都道府県知事許可の場合においても数万円である。これらの手数料は社会的に許容される金額であり、また、1件につき5万円とした事前評価時の想定と乖離はない。

なお、解体工事業の許可申請の大部分は業種追加であるため、仮に、平成28～30年度の3カ年度における約8.6万件の解体工事業に係る建設業の許可申請にそれぞれ業種追加の手数料である5万円を要したと仮定すると、手数料の総額は約43億円と試算される。

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

公共工事の受注者において、事前評価時に想定されていた遵守費用(内訳の提出に係る費用)が発生している。

入札金額の内訳の作成及び提出に要する費用については、受注する工事の規模や工事内容の複雑さによって内訳の作成に要する時間が変わるとともに、提出に要する時間も、建設業者の所在地によって変わるため、一律に金銭価値化することはできないが、例えば、元請業者のみで施工可能であり内容が単純で内訳の作成にさほど時間を要しない事例について、内訳の作成時間を3時間、提出に要する時間を30分と設定して試算すると、8,659円であり、内訳の作成・提出に要する費用は軽微である。事前評価時の想定と乖離はない。

平均給与額(年間) ÷ 年間総労働時間(事業所規模30人以上) = 担当者の時給

4,407,000円 ÷ 1,781時間 = 2,474.45 ≒ 2,474(円)

(担当者の時給(円)) × (内訳の作成・提出に要する時間(時間)) × (担当者の人数) = 内訳の作成・提出に要する費用(円)

2,474 × 3.5 × 1 = 8,659(円)

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

受注者において、事前評価時に想定されていた遵守費用(施工体制台帳の作成・提出に係る費用)が発生している。また、下請負人において、施工体制台帳の作成に不可欠な再下請負通知に係る遵守費用については、再下請負を行った旨の通知を行うだけのものであるため、僅少である。

施工体制台帳の作成・提出に係る費用については、受注する工事の規模や工事内容の複雑さによって内訳の作成に要する時間が変わるとともに、提出に要する時間も、建設業者の所在地によって変わるため、一律に金銭価値化することはできないが、例えば、施工体制台帳の作成時間を3時間、提出に要する時間を30分と設定して試算すると、8,659円程度であり、台帳の作成・提出に要する費用は社会的に許容される費用である。事前評価時の想定と乖離はない。

平均給与額(年間) ÷ 年間総労働時間(事業所規模30人以上) = 担当者の時給

4,407,000円 ÷ 1,781時間 = 2,474.45 ≒ 2,474(円)

(担当者の時給(円)) × (作成・提出に要する時間(時間)) × (担当者の人数) = 作成・提出に要する費用(円)

2,474 × 3.5 × 1 = 8,659(円)

⑤ 「行政費用」の把握

(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し

平成 28～30 年度の 3 カ年度において、国土交通大臣許可業者で合計約 8.6 万件の解体工事業に係る建設業の許可申請に対し、許可及びその審査に係る費用並びに解体業の許可を受けた建設業者に対する立入検査等の監督に係る費用が生じる。

許可の審査に係る作業に 1 人、30 分、上司 3 人による確認に 1 人 10 分を要すると仮定すると審査に要する費用は 2,474 円と試算され、立入検査・報告徴収の監督業務の実施に 1 人の担当者が 2 時間を要すると仮定すると監督に要する費用は 4,948 円と試算される。

仮に、平成 28～30 年度の 3 カ年度における約 8.6 万件の解体工事業に係る建設業の許可申請に対し、審査にそれぞれ 2,474 円を要したと仮定すると、その費用の合計は約 2.1 億円と試算される。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝担当者・上司の時給

$$4,407,000 \text{ 円} \div 1,781 \text{ 時間} = 2,474.45 \approx 2,474 \text{ (円)}$$

(担当者の時給 (円)) × (審査に要する時間 (時間)) × (担当者の人数) = 審査に要する費用 (円)

$$2,474 \times 0.5 \times 1 = 1,237 \text{ (円)}$$

(上司の時給 (円)) × (確認に要する時間 (時間)) × (上司の人数) = 確認に要する費用 (円)

$$2,474 \times 0.167 \times 3 = 1,237 \text{ (円)}$$

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝担当者・上司の時給

$$4,407,000 \text{ 円} \div 1,781 \text{ 時間} = 2,474.45 \approx 2,474 \text{ (円)}$$

(担当者の時給 (円)) × (監督等業務に要する時間 (時間)) × (担当者の人数) = 監督等業務の実施に要する費用 (円)

$$2,474 \times 2 \times 1 = 4,948 \text{ (円)}$$

このように、一定の行政費用が発生する。事前評価時の想定と乖離はない。

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

公共工事の発注者において、受注者から提出された内訳の確認・処理に係る費用が生じる。確認・処理に係る作業に 1 人、1 時間を要すると仮定すると確認・処理に要する費用は 2,474 円と推定される。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模 30 人以上）＝担当者・上司の時給

$$4,407,000 \text{ 円} \div 1,781 \text{ 時間} = 2,474.45 \approx 2,474 \text{ (円)}$$

(担当者の時給 (円)) × (確認に要する時間 (時間)) × (担当者の人数) = 確認の実施に要する費用 (円)

$$2,474 \times 1 \times 1 = 2,474 \text{ (円)}$$

このように、一定の行政費用が発生する。事前評価時の想定と乖離はない。

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

公共工事の発注者において、受注者から提出された施工体制台帳の確認・処理に係る費用が生じる。

確認・処理に係る作業に1人、1時間を要すると仮定すると確認・処理に要する費用は2,474円と推定される。

平均給与額（年間）÷年間総労働時間（事業所規模30人以上）＝担当者・上司の時給

4,407,000円÷1,781時間＝2,474.45≒2,474（円）

（担当者の時給（円））×（確認に要する時間（時間））×（担当者の人数）＝確認に要する費用（円）

2,474×1×1＝2,474（円）

このように、一定の行政費用が発生する。事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し

平成28～30年度の3カ年度において、解体工事業に係る建設業の許可申請件数は、国土交通大臣許可業者で合計8.6万件（業者）であり、新たに業種に解体工事業を加えることにより、技術者の適正な配置による解体工事の適正な施工が確保されるという効果が発生している。その効果のうち、解体工事に伴う事故発生の有無については、定量化はできない。

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

見積能力のない業者が排除されることや、提出した内訳書に不備がある業者の入札を無効にすること等により、不良不適格業者が公共工事を受注してしまうことを防ぐことができるとともに、ダンピング受注の防止等が図られ、公共工事の適正な施工が確保されるという効果が発生している。その効果のうち、ダンピング受注の発生の有無については、合計件数を把握していないため定量化できない。

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

施工体制台帳の作成及び提出を義務付けることにより、小規模工事を含め、社会インフラの維持・修繕を含む公共工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しているが、その効果の定量化については、小規模工事の件数を把握しておらず、定量化はできない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

当該規制の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難であ

る。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響はない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し

社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため、事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて変化はなく、事前評価時に想定した規制措置の必要性に変化はない。

当該規制の導入による費用として、遵守費用、行政費用ともに一定の費用が発生している。

一方、当該規制措置により、技術者の適正な配置により解体工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しているものと考えられる。副次的な影響及び波及的な影響は特段見られなかった。

以上により、当該規制措置は、引き続き、継続することが妥当である。

(2) 入札金額の内訳の提出義務付け

社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため、事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて変化はなく、事前評価時に想定した規制措置の必要性に変化はない。

当該規制の拡充に係る費用として、遵守費用、行政費用ともに一定の費用が発生している。

一方、当該規制の新設により、公共工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しているものと考えられる。副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

以上により、当該規制措置は、引き続き、継続することが妥当である。

(3) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため、事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて変化はなく、事前評価時に想定した規制措置の必要性に変化はない。

当該規制の新設に係る費用として、遵守費用、行政費用ともに一定の費用が発生している。

一方、当該規制の新設により、小規模工事を含め、社会インフラの維持・修繕を含む公共工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しているものと考えられる。副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

以上により、当該規制措置は、引き続き、継続することが妥当である。